

堺個審 25-6-2 号
(答申第 177 号)
令和 8 年 6 月 5 日

堺市長 永 藤 英 機 様

堺市個人情報保護審議会
会 長 岡 本 大 典

諮問に対する答申

令和 7 年 12 月 10 日付け堺行総第 3065 号で諮問のありました下記諮問案件について、審議の結果、別紙のとおり答申します。

記

審議案件	利用停止請求に対する不利用停止決定処分を不服とする審査請求に係る審議
対象公文書	インターネットに公開されている個人情報
実施機関 (処分庁)	堺市長（総務局 行政部 行政総務課）
諮問実施機関 (審査庁)	堺市長（総務局 行政部 行政総務課行政経営担当）

答 申

第1 審議会の結論

令和7年12月10日付けで諮問のあった審査請求事案「インターネットに公開されている個人情報」（以下「本件対象公文書」という。）について、堺市長（以下「実施機関」という。）が行った不利用停止決定は妥当である。

第2 審査請求の経過

- 1 審査請求人は、令和7年5月23日、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）99条1項の規定に基づき、「本件対象公文書」の利用停止請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、同年6月9日、法101条2項の規定に基づき、本件請求に対し不利用停止決定（以下「本件処分」という。）を行い、次のとおり利用停止をしない理由を付して審査請求人に通知した。
「請求に係る保有個人情報を保有していないため」
- 3 審査請求人は、同年6月10日、本件処分を不服として、行政不服審査法2条の規定により本件審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨

堺市長が2025年6月9日付で行った上記の不利用停止決定を取り消し請求人が2025年5月23日付で提出した個人情報の利用停止請求を認容する旨の処分を求める。

第4 審査請求人の主張要旨

1 事案の概要

審査請求人は、2025年5月26日付で、実施機関に対し、法98条1項に基づき、A氏がインターネット上に公開している個人情報の利用停止を求める請求を行った。同年5月27日および28日には、補充書面を提出して当該個人情報の内容（病歴、家族構成、過去の政治的・社会的活動等）および違法性の根拠を明確に主張した。

2 対象情報の違法性

当該情報は、本人の同意なく、要配慮個人情報を含む内容を継続的に公開し、かつ社会的評価を低下させる記述を含むものである。これにより、審査請求人の名誉・プライバシーが著しく侵害されており、人格的利益の重大な侵害に該当する。

3 処分の違法性

実施機関は、2025年6月9日付で、請求人の本件請求に対し本件処分を通知したが、本件処分には以下の点で違法・不当性がある。

第一に、利用停止請求の対象となる個人情報の存在および不適正利用性を真正に評価していない。すなわち、審査請求人が指摘したインターネット上の記事には、審査請求人の氏名、家族の病歴、家族構成、過去の社会運動に関する具体的行動歴等が記載されており、その多くは本人の明示的な同意なく取得・公開されたものである。また、それらは、本人の社会的評価を低下させる方向で編集され、自己情報コントロール権を侵害しているにもかかわらず、実施機関はこれを「保有個人情報に該当しない」「実施機関の管理外情報である」として真正に評価することなく本件請求全体を退けている。

加えて、実施機関は本件処分において「保存されている簿冊等が見当たらない」との理由で保有個人情報の不存在を判断しているが、この判断は個人情報保護法上の「保有」の概念を不当に狭く解釈するものである。物理的な簿冊等に保存されていないことをもって直ちに「保有していない」と結論づけるのは、制度上の管理性を無視し、実質的関与の有無を顧みないきわめて形式的な判断にすぎない。この点については、先に実施機関に対し、2025年5月27日付「補充書面」において、宇賀[2004]225頁を引用し、保有の概念を正したとおりである。

そこで、宇賀は、「本条3項『保有』の意味について、特に定義していないが、物理的に占有していなくとも、当該個人情報の利用、提供、廃棄について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理していると言える場合は『保有』していることになる。」という。

行政機関が、ここにいう、調査機関が、自らの制度の中で取り扱っていたことは、あきらかであり、この点「保有」の概念と一致するのである。実施機関は、調査機関に関わる当該個人情報を制度の一環として取得・使用し、条例に定める保存期間を経て自ら廃棄の権限を行使したのである。すなわち、当該情報の物理的不存在は、実施機関自身の公文書管理の権限の行使に基づくものである。それにもかかわらず、実施機関が本件請求において保有の不存在を理由として退けたことは、自己の行為によって本件請求対象の基礎を喪失させた上で、それを理由に拒絶するという内在的矛盾を含んでおり、到底是認することはできない。

また、調査機関への提出資料が、調査機関の委員であったA氏がその任にあった当初から、退任した現在に至るまで黙認している情報については、一定の管理的責任が及ぶのであって、この点においても、「保有」の概念に一

致するのであって、実施機関の判断はこの点で明白に誤っている。

第二に、要配慮個人情報の適正な取得・利用に関する基準（法61条、63条等）を無視し、調査機関が要配慮個人情報の保有の制限を無視して取得要求したことを奇貨として、当該個人情報を取得し、調査機関の委員であった当時から現在に至るまで、A氏の不適切な利用、A氏の私的利用を黙認して、これを正当化している。

4 結論

本件処分は、個人情報保護法の目的・趣旨に明らかに反し、審査請求人の人格的利益を不当に軽視するものである。したがって、本件処分を取り消し、審査請求人が請求したとおりの利用停止措置を命ずるよう、本件審査請求を行う。

第5 実施機関の主張要旨

1 認定した事実

本件請求に係る情報は、審査請求人が提出した本件請求の疎明資料（「インターネットに公開されている個人情報」）によれば、平成18年度に審査請求人自らが作成して調査機関に提出したものであると考えられるが、実施機関において当該年度に限らず広く関連する簿冊等を対象に保有状況を調査した結果、当該情報が記載された文書が保存されている簿冊等は見当たらないことを確認したものである。なお、調査機関に関する資料（事務局が作成したもの、調査機関に提出されたもの等を含む。）に関する簿冊の保存期間については、堺市文書規程（平成2年庁達第1号）別表の公文書の区分に応じて定める期間を基準として、調査機関に関する簿冊は8年又は10年に設定している。

2 本件処分に係る根拠法令等に対する本件の当てはめ

法60条において、「保有個人情報」とは、行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいい、行政文書、法人文書または地方公共団体等行政文書に記載されているものに限ると定められている。

したがって、審査請求人が行った本件請求の時点で実施機関が保有していない文書については「保有個人情報」に該当しない。

認定している事実を法令に当てはめると、処分庁は法60条に規定する本件請求に係る個人情報を保有していないことから、法100条に規定する利用停止の対象となる「保有個人情報」は存在していない。

3 処分の内容

以上の認定した事実及び当てはめにより、審査請求人の求める利用停止措置を講じることはできないことから、審査請求人に対して本件請求に係る保有個人情報の利用停止をしないことを決定した。

4 対象情報の違法性

本件請求の対象情報（「インターネットに公開されている個人情報」）が、審査請求人の疎明資料のとおり、調査機関における審査事例として実施機関が管理していないウェブサイトにおいて公開されていることを確認した。

その結果、当該ページに掲載された情報の引用元が審査請求人のブログであるという記載が確認できた。これについては、審査請求人が本件請求に際して提出した補足意見書や補充書面において、当該情報は調査機関への提出を目的として自身が作成し、一時的にブログ上に掲載していたものであり、その情報が引用された可能性がある旨主張されている。

したがって、審査請求人自らが不特定多数に向けて公開した当該情報については、仮に審査請求人の主張のとおり実施機関に提出され実施機関が管理する情報と内容が一致するものであったとしても、実施機関が管理すべき情報とは異なるものであり、実施機関が公開に関し責任を負うべきとする審査請求人の主張は当たらないものである。

5 処分の違法性

審査請求人は、利用停止請求の対象となる個人情報の存在および不適正利用性を真正に評価していない旨などを主張するものであるが、審査請求人が主張するウェブサイトにおいて公開されている情報については、（４）のとおり実施機関が公開に関し責任を負うべきとする審査請求人の主張は当たらないものである。

第6 審議会の判断

1 本件請求の対象となる保有個人情報の有無について

本件対象公文書について、審査請求人の補充書面によれば、当該文書が調査機関に提出されたのは平成18年9月29日とされている。

実施機関の説明によれば、調査機関に関する資料については、堺市文書規程に基づき、最大10年の保存期間が設定されている。これを前提とすると、本件請求が行われた令和7年5月時点では、当該保存期間を既に経過しており、実施機関において本件対象公文書が存在しないと判断したことに、不合理な点は認められない。

なお、本件に関し、審査請求人は、ウェブサイトにおいて掲載された情報

や、当時の調査機関が保有しているとされる資料についても言及している。

しかしながら、当該ウェブサイトは、実施機関が管理しているものではない。また、当該委員は既に当該職を退任していることから、その人物が当該資料を保有しているとしても、実施機関である堺市が組織的に管理又は利用しているとは認められない。

よって、本請求時点において法 60 条 1 項に規定されている保有個人情報と解することはできない。

2 本件処分の適法性について

以上のとおり、本件請求の対象となる「保有個人情報」は本件請求時点において存在せず、法 100 条に基づく利用停止の対象には該当しない。

よって、本件請求に対して不利用停止決定を行った実施機関の判断は、法の趣旨に則ったものであり、違法又は不当であるとはいえない。

3 以上の理由により、当審議会は「第 1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考) 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和7年12月10日	諮問書の受理
令和8年 2月24日	審 議
令和8年 3月24日	審 議
令和8年 4月17日	審 議
令和8年 5月11日	審 議
令和8年 6月 5日	答 申

(参考) 堺市個人情報保護審議会委員

氏 名	所 属 等	備 考
岡本 大典	弁 護 士	会 長
中野 佳子	弁 護 士	会長職務代理者
白須 真理子	関西大学 法学部教授	
高野 恵亮	大阪公立大学大学院 経営学研究科教授	
堀内 佐智夫	〔 堺商工会議所常議員 大阪ガス株式会社 南部・和歌山地区 統括支配人 〕	